

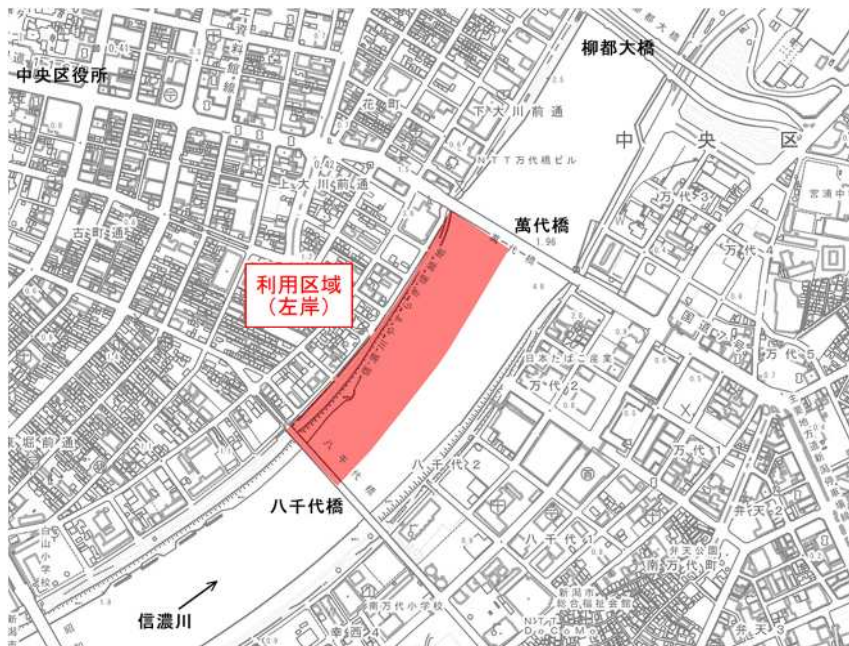
ミズベリング信濃川やすらぎ堤左岸利活用 実施要領

1 目的

- ・まちなかの賑わい創出と持続可能なまちづくりへ寄与することを目的に、信濃川やすらぎ堤において、民間営利活動を含めた利活用を推進するため、本市と施設使用契約の締結を行う民間事業者等を募集する

2 利用区域

- ・新潟市中央区川端町5丁目地先から同区川端町6丁目地先
(八千代橋から萬代橋の区間の信濃川やすらぎ堤左岸及び水面)



3 実施内容

- ・営業活動を行う事業者等(以後「事業者等」という)は、本市と事業者等の中で「施設使用契約」を締結することで、利用区域において、事業目的の達成に寄与する取組のうち、原則として次に掲げる行為を実施することが出来る。(以後、施設使用契約を締結した事業者等を「施設使用者」という)
 - (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること
 - (2) 業として写真又は映画の撮影をすること
 - (3) 興行を行うこと
 - (4) 協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しにより、利用区域の全部又は一部を独占して利用すること

4 応募資格

- ・次に掲げる事項をすべて満たす者とする
 - (1) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、又は市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

- (2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- (3) 本件における協議開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (7) 共同事業体で参加する場合は、次の要件を全て満たしていること。なお、共同事業体の構成団体は単独又は他の共同事業体の構成団体として、本件に参加することができないものとする
 - ① 構成団体は前記すべての要件を満たしていること
 - ② 共同事業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること
 - ③ 共同事業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同事業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする
- (8) 以前、本市と本実施要領による施設使用契約を締結した者で「施設使用契約書」（甲の解除権, 第 17 条第 1 項）に基づく契約の解除を行ったか、それらに相当する行為を行った者でないこと

5 使用条件・注意事項

(1) 公有地等の使用にかかる条件

- 以下に掲げた項目を原則とするが、個別の協議や実施内容に応じて変更となる場合がある
- ・ 契約期間は原則 30 日間以内とする（期間の更新は別途協議による）
 - ・ 事業活動等が可能な時間は原則午前 7 時から午後 9 時までとする
 - ・ 利用区域内に設置可能なものは、緊急時に 30 分以内を目途に撤去可能な仮設物のみとする
 - ・ 近隣住民等に対して事前周知などを行い、事業実施の理解を求めること
 - ・ 施設使用者が必要に応じた手続き（例：都市公園法に基づく占有許可申請、使用、新潟市風致地区条例などに基づく許可申請、食品衛生法に基づく各種手続き等）をすること
 - ・ 各手続に伴う手数料や使用料、占用料等は施設使用者が負担すること
 - ・ 電気・上下水道は施設使用者で独自に用意することを原則とする
 - ・ 使用期間終了時は、施設使用者の責任及び負担において原形復旧すること

(2) 実績報告

- ・事業完了後、本市に実施状況等を報告すること
- ・具体的な記録事項や記録の提出様式については、別途指定する

(3) 管理責任

- ・施設使用者は実施するイベント等にかかる一切の責任を負うことを認識し、事故防止・安全管理について必要な措置を講じ、併せて保険への加入なども検討すること
- ・イベント等の実施に起因して、近隣住民や利用者その他関係者等からの苦情等があった場合、施設使用者がその対応を担うこと

(4) 禁止事項

利用区域において、以下に掲げる行為をしてはならない

- ・利用区域及びその周囲を損傷し又は汚損すること
- ・竹木を伐採し又は植物を採取すること
- ・土地の形質を変えること
- ・鳥魚若しくは獣を捕獲し、又は殺傷すること
- ・火気を扱うこと（火気を使用したい場合、別途協議を要する）
- ・事前に本市と確認した以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止めおくこと
- ・法令又は公序良俗に反する行為
- ・煙や匂いを発したり、過度な光を用いるなど、周辺施設等に迷惑となる行為
- ・騒音または大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為
- ・勧誘、キャッチセールス等の行為
- ・その他、利用区域内の管理運営上支障があると認められるもの

(5) その他

- ・契約期間中に、利用区域において本市又は河川管理者が主催、共催する催しが開催されることとなった場合、施設使用者は、その催しの主催者と協議を行い、必要に応じて実施内容等の調整を行うこととする
- ・事業者等の責によらない事案発生時には、別途協議を行うものとする
- ・実施にあたっては、河川法、都市公園法、新潟市都市公園条例、及びその他各種関係法令等を遵守すること

6 応募の流れ

○受付期間 : 令和7年2月28日まで

○契約可能期間 : 令和7年3月31日まで

○受付方法 : 以下に掲げる応募方法に沿って順次受付

○受付場所 : 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル 5階

新潟市 都市政策部まちづくり推進課

E-mail : machisui@city.niigata.lg.jp

電話 : 025-226-2700

○応募方法・事業の流れ

(1) 空き状況の確認（事業者等→市）

電話またはメールで以下の事項を伝え、空き状況の確認・仮予約を行うこと

- ・使用目的
- ・使用日時、使用期間
- ・使用範囲（概ねの使用場所）
- ・担当者名、連絡先

(2) 協議書等の提出（事業者等→市）

提出期限：使用予定日の約 1.5 カ月前まで

以下の資料を本市へ提出すること

- ・施設使用協議書（別紙を含む）
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ・（該当者のみ）定款又は団体規約
- ・（該当者のみ）共同事業体協定書兼委任状

実施内容によっては本市が追加で資料の提供を依頼する場合があります

(3) 協議書の回答・契約締結（市→事業者等）

本市から事業者等へ以下を送付する*

- ・施設使用協議書（回答）
- ・施設使用契約書

（市と施設使用者の両名が内容を確認し押印のうえ 1 部ずつ保管）

※協議書等の提出により必ずしも施設使用契約の締結が確約されている訳ではない。

書類の不足や詳細の実施内容を目的と照らした結果によっては、本市と契約が出来ないと回答する場合があります

(4) 実施状況の報告（事業者等→市）

提出期限：施設使用契約の契約期間満了から 30 日以内

- ・施設使用報告書

順次受付	概ね 使用の約 1.5 カ月前		原則 30 日間以内	契約満了から 30 日以内
(1) 空き状況の 確認・仮予約	(2) 協議書等の 提出	(3) 回答 ・ 契約締結	利用区域の使用 (イベント等)	(4) 実施状況の 報告

参考図：応募から事業完了までの流れ

○その他 特記事項

応募状況によっては、複数の事業者間で実施箇所や内容の調整等を要する場合があります